



働くパパの子育てスケジュール

パパも子育てしながら働き続けるためのいろいろな制度があります！(育児・介護休業法)上手に活用しましょう！
職場の上司(所属長・統括・主任)に相談することがスムーズな休暇や休業、復職につながります！

ママ妊娠

おめでとうございます！育児休業を取る人は、早めに職場の上司に報告しましょう。
育児休業を取る予定のない人も、妊娠期間や出産前後は不測の事態も考えられます。
スムーズに休むためにも、必ず上司に報告するようにしましょう。

- 育児休業をとる人は、1カ月前までに書面で職場に申し出なければなりません。
仕事の引き継ぎや段取りなど、休業に入る前に準備を整えておきましょう。
- パパが出産に立ち会うため、またママの入院・退院に付き添うために、3日間の配偶者出産休暇があります。
- パパも育児休業を取ることができます。出産予定日から赤ちゃんが3歳の誕生日の前日までなら、希望する期間とれます。
ママが専業主婦や育児休暇中でも、お休みできます。
- ママの産後8週以内に育児休業をとった場合、特別な理由がなくても再度育児休業を取ることができます。(無給です。)



ママ出産

育児休業開始

育児休業中は雇用保険から育児休業給付金として、給料の67% (181日目から1歳までは50%) が支給されます。
証明書があれば1歳半まで延長可能 → ハローワークへ(手続きは、事務局にて行います。)
また、申し出れば社会保険料の支払いが免除されます。手続きにより3歳まで延長可能 → 社会保険事務所へ(手続きは、事務所にて行います。)

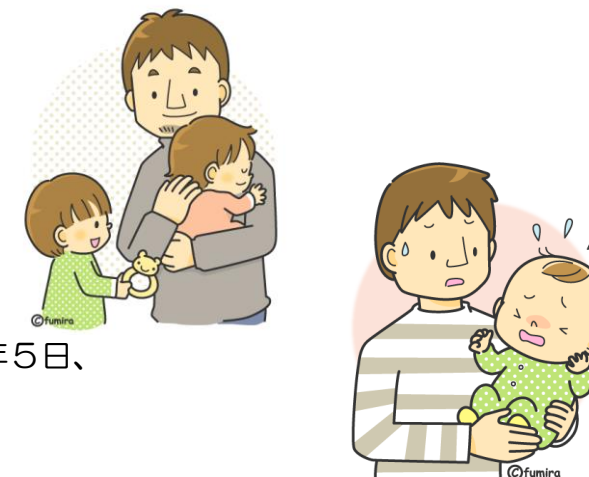
短期の育児休業・・・5日以内に終わる育児休業は特別休業となります。(有給)

子どもが3歳まで

- 所定労働時間を超える時間外労働の免除を、請求することができます。
- 5日以内の育児休業は有給となります。(6日以上取得する方は対象外)

子どもが小学校入学前まで

- 子どもがケガや病気の時、又は予防接種や健康診断を受けさせる場合に「子の看護のための休暇」(子1人につき年5日、2人以上は年10日)を半日又は1日単位で利用できます。
- 所定労働時間を30分単位で6時間まで、短縮することができます。
- 1カ月について24時間、1年について150時間を超える時間外労働の制限を、請求することができます。
- 深夜業(午後10時～午前5時)の制限を、請求することができます。



復職

子どもが病気だけど、今日は休めない。ママも働いているし、どうしよう・・・

そんな時利用できる育児サービスに関する情報をインターネットで提供しています。
小さい子どもは突然の体調不良もあり得ます！もしものために事前に調べておくと便利です！

とみいくフレフレ

<https://kosodate-toyama.jp/>

砺波市子育て支援情報

<http://www.city.tonami.toyama.jp/info/1306465480.html>

